R6.3作成

令和6年度

四万十市に住所を移された方へ

**これまでに接種した子どもさんの**

**予防接種の記録を確認させていただけませんか？**

今後、子供さんが予防接種を受ける場合には、四万十市発行の予診票が必要となります。確認後に四万十市発行の予診票をお渡しします。確認には、母子健康手帳が必要です。

母子健康手帳の確認後は、市のデータに記録しますので、万が一紛失しても安心です。

定期予防接種は対象年齢が定められているので、接種時期が過ぎる前に早めのご連絡をお願いします。



【対象年齢】

〇13歳未満の乳幼児・小中学生

〇13歳～27歳の女性（平成９年４月２日～平成24年４月１日生まれの方）



窓口へのお越しが難しい方は、次のものをメールまたは郵送でお知らせください。



メールアドレスQRコード

【送付・問い合わせ先】

〒787-8501　四万十市中村大橋通4丁目10番地

四万十市健康推進課　地域保健係

Tel ：0880-34-1823

Ⅿail：eisei@city.shimanto.lg.jp

**風しんの抗体検査・予防接種を無料で行っています！**

**身近に未検査・未接種の方はいませんか？**

45歳～62歳になる男性（昭和37年４月２日～昭和54年４月１日生まれ）は、市が配布しているクーポン券を使うと無料で受けることが出来ます。（令和７年３月31日まで）

四万十市のクーポン券をお持ちでない方は、ご連絡ください。

**母子健康手帳の表紙**（氏名、生年月日等の記入もお願いします）

**母子健康手帳の予防接種の記録（１）～（４）のページ**

※空白でもすべての記録のページが必要です

※メールに添付する写真は小さいサイズで送信してください

※郵送の場合、１～２の写しを送付してください

**保護者の方のご連絡先**